

あなたの生活を快適にする住宅リフォーム。 失敗やトラブルのないよう、十分にご注意くださ

●事業者選びは慎重に。

複数の事業者から見積もりを取るなど、事業者選びは慎重に進めましょう。（「リフォネット」では安心して工事依頼ができるよう事業者情報をインターネットで公開しています。<http://www.refonet.jp>）

*「リフォネット」は、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運用しているリフォーム支援のためのサイトです。

●工事契約は必ず書面で。

小規模工事でも口約束だけの契約はやめましょう。（住宅リフォーム推進協議会作成の「標準契約書式」が便利です。<http://www.j-reform.com> でダウンロードできますのでご活用ください。）

●工事の追加・変更はよく話し合っ。

追加・変更による費用の増加はトラブルのもと。費用の増減を含め、本当に必要かどうかよく考えて進めましょう。

●工事完成後の確認はきっちりと。

工事内容を事業者とともに現場で確認し、工事完了確認書などを取り交わして保管しておきましょう。

ご注意

こんな悪質な訪問販売には気をつけて!!

執ような訪問営業

頼みもせずに突然やってきて、一度断ったが何回も訪ねてくる。最後には勝手に工事図面まで持参して執ように契約を迫る・・・。

モニター大幅値引き中

自社製品による外壁リフォームを勧められ、今なら期間中のためモニターになれば費用は半額にする・・・。

不必要なサービス

屋根改修工事の訪問販売なのに、今契約したら玄関ドアの取り替えをサービスする・・・。

不安をあおる

耐震診断を無料と言って上がりこみ、「屋根裏の補強が必要。修理しないと地震の時に家が倒れる。」というので不安になり工事を依頼した。工事後、知り合いの工務店に聞くと半額で済みそうな工事であった・・・。

強引な契約

今日中に契約したら半額、明日なら通常価格になると言い、午前0時まで居座られた・・・。



おかしいと思ったら遠慮せずにはっきりと断る。
万が一契約してもすぐに工事はさせないで。

消費者は法律で保護されています。強引な契約は解除できます。

●訪問販売による契約は解除(クーリング・オフ)できます。

訪問販売による自宅での契約は、契約から8日間以内なら、契約を解除(クーリング・オフ)できます。（特定商取引法）

※工事に着手すると、契約解除の手続きが複雑になります。万が一契約してもクーリング・オフ期間中は工事に着手させないようにしましょう。

●強引な契約は消費者契約法によって取り消すことができます。

長時間におよぶ居座り等強引な勧誘などの場合には、消費者契約法によって契約を取り消すことが可能です。

※詳しくは次の窓口へお問合せください。

〇〇〇 ※地域の相談窓口を必ず上段にご記載下さい。※

□□□□□□□□□□□□

△△△△△△△△△△△△

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

-224-

TEL □□□-□□□-□□□□

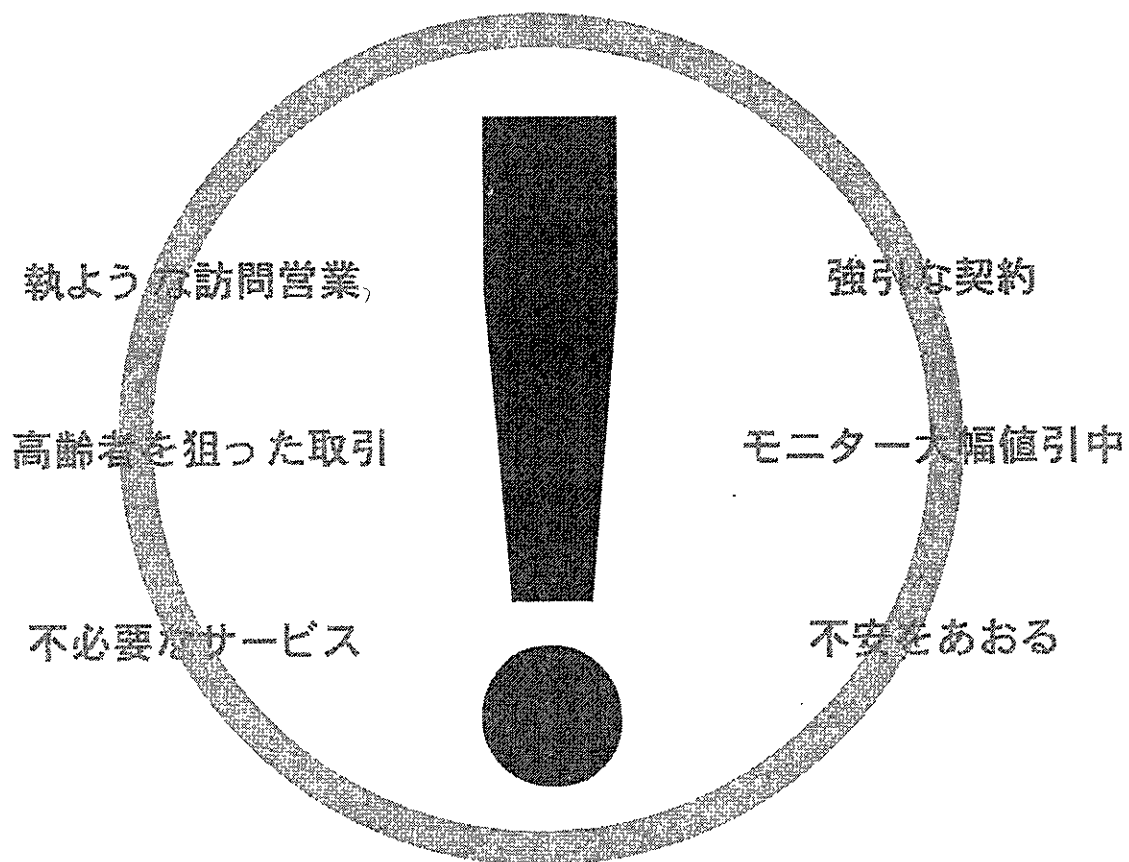
TEL □□□-□□□-□□□□

TEL □□□-□□□-□□□□

TEL 03-3556-5147

ご注意ください!! 住宅リフォームのトラブルが 急増しています。

一部の悪質事業者による訪問販売のトラブルが目立っています。



たくみな口調に惑わされないで！

**おかしいと思ったら、すぐに契約せず
信頼のできる機関に相談しましょう。**

〇〇県△△課・□□課

(財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター